

令和6年5月24日

報道関係者 各位

島原市有明の森フラワー公園における不正な事務処理問題について

標記の件につきましては、令和5年12月20日付け報道発表のとおり令和5年8月17日に不正経理に関係した複数人を刑事告訴を行ったところですが、令和6年4月18日付で長崎地方検察庁から不起訴処分との通知があったところです。

記

- 1 告訴した年月日 令和5年8月17日
- 2 罪 名 虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺
- 3 検察の処分年月日 令和6年4月18日
- 4 検察の処分区分 不起訴

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



担当：島原市 総務課
担当 永井
電話：0957-62-8013（直通）
E-mail：somu@city.shimabara.lg.jp

(市長コメント)

長崎地方検察庁の処分は不起訴処分と言うことであり、有明の森フラワー公園に係る刑事事件につきましては、一定の結果が示されたところであります。

架空請求の実態について、真相解明がなされなかったことは残念ではございますが、

長崎県警本部を中心に長期間に渡り、捜査いただいた中で職員による横領など他の犯罪が確認されなかったことについては、安堵をしているところであります。

いずれにしても、今後改めて再発防止、適正な業務の執行に努めてまいります。